

## 佐倉市補助金検討委員会（第5回）会議録

日時	平成23年 8月30日（火）	場所	佐倉市役所1号館3階会議室
出席者	委員：犬塚 博委員、亀山 典子委員、稗田 省三委員、武藤 博己委員、 吉村 真理子委員		
	事務局	小柳 啓一企画政策部長 小川 浩功財政課長 蜂谷 匡副主幹 林田 成広主査 松澤 則寛主査 松戸 陽子主査 石橋 誠主査補 田中 健治主任主事	
	その他	傍聴者 5名	
内 容			
<p><b>議事1 事業課ヒアリングについて</b></p> <p>（委員長） それでは、No.6「佐倉市チャイルドシート購入助成金」のヒアリングを始める。</p> <p>・交通防災課説明（中嶋 広明主査） チャイルドシート購入助成金は、1歳になるまでの乳児のために購入したチャイルドシートの購入金額の2分の1を限度額5,000円として助成しているものである。 チャイルドシートの使用が法律で義務付けられているが、全国の着用率が、2010年が56.8%、2011年が57%となっており、依然として低い状態となっている。 佐倉市においては、シートベルトの着用率調査を6月1日と6月30日に実施しているが、調査した職員の見た状況では、シートベルト同様、チャイルドシートの着用状況は高い状況であり、助成制度が一定の効果をあげているものと考えている。 助成の対象は市内の小売店で購入したものとしており、市内の経済効果にも期待している。 今後も、交通安全対策の一つとして、助成を継続して参りたい。</p> <p>（委員長） チャイルドシートの規制は何年からか。</p> <p>（中嶋主査） 平成12年からである。</p> <p>（委員長） 11年経過している。非常に（着用率が）高い率ということだが、全国的には57%ということだ。佐倉は具体的にどれくらい高いのか。</p> <p>（中嶋主査） 調査は目視で確認するが、ほぼ100%である。シートベルトの着用率は97.6%である。</p>			

(委員長)

具体的にはいくら補助されるのか。

(中嶋主査)

1台につき5,000円であり、1万円以下のチャイルドシートは1/2の補助である。

(委員長)

佐倉市で子どもがいて車を持っている人の何割くらいが補助対象なのか。

(中嶋主査)

数字を持ち合わせていない。3月末時点で0歳児は1,150人いる。人口の数値なので、一概に言えないが、昨年度は実績金額として219件である。全体の約2割程度であるといえる。

(D委員)

目標が308件ということだが、この根拠は。

(中嶋主査)

従前からの制度設立当初の目標を設定している。出生数と0歳児を割り返した当時の数値である308件を従前から踏襲している。予算要求上は280件である。

(A委員)

点検シート中の目標達成性だが、8割行かないのではないか。予算ベースでの目標達成率ということか。

(中嶋主査)

そうである。

(委員長)

目的は子どもの安全である。この補助金は自動車を使っている人しか使えない。自転車で子どもを送っていることもあるし、全体から見ると、一部だけではないか。

(中嶋主査)

自転車に乗せるとなると首が据わっているというのが前提。チャイルドシートは出生後、産院から自宅までの利用が最初である。法律で義務付けられているが、普及されていない。この普及促進が大前提であり、自動車の所有は判断の対象ではない。例えばチャイルドシートを買って、レンタカーを利用することもあり得る。

(委員長)

実際はほぼ100%と、普及している。

(中嶋主査)

100%は目視である。実態とは異なる。

(委員長)

10年以上経っているので、佐倉市民の方はもう理解されているのではないか。

(委員長)

それでは、No.42「佐倉市母子寡婦福祉会補助金」のヒアリングを始める。

・児童青少年課説明（井岡 和彦課長、飯野 弥生主査）

佐倉市母子寡婦福祉会は、「母子家庭及び寡婦家庭の福祉の増進を図ると共に会員相互の親睦と連絡協調を図りながらその発展に資すること」を目的として活動している団体で、現在の会員世帯数は85世帯である。主な事業として、交流を深める中からお互いの抱える悩みを理解し情報交換ができる機会として研修旅行や料理講習会などを行っている。また、千葉県母子寡婦福祉会とも連携し、事業への参加や情報提供を行う市内唯一の団体である。

補助金の内容は、9万円を上限に対象経費（事業費及び県連合会負担金）の2分の1を補助するものである。平成22年度交付金額は9万円で、決算額の概ね3分の1を占めている。他に類似の補助制度はない。

今回の補助金見直しの評価では、対象が限定的なことから市民の生命・身体への直接の影響が少ないことから公益性の評価点を低くしているが、母子及び寡婦家庭同士の交流による連帯強化は、経済面及び育児面で厳しい環境にある母子及び寡婦家庭の自立を支援するものと考えられる。

母子及び寡婦福祉法第3条では「国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する」とされており、同会の活動への補助は、このひとつでもある。また、市の総合計画にある「ひとり親家庭などへの支援体制の充実」という課題にも沿うものである。

以上のことから、補助の継続が必要であると考えている。

(B 委員)

県の連合会への負担金とこの会の活動との割合は。

(井岡課長)

1世帯当たり200円が県への負担金。85世帯で、17,000円。

(B 委員)

事業参加者が増減しているが、その要因は。

(井岡課長)

大きな事業としては親子のバス見学会、料理教室だが、その事業実施時期で参加者が増減しているものである。

(A 委員)

会員の85世帯というのは、佐倉市全体の母子家庭のどれくらいの割合か。

(井岡課長)

児童扶養手当は1000世帯程度。寡婦の方の実数は掴みづらいものがある。

(委員長)

住民登録ではどれくらいか。

(井岡課長)

参考例として、17年の国勢調査でいうと、男親と子 852 世帯 母親と子 4,041 世帯。単身世帯の一部分に寡婦の方がいらっしゃるの、実数は拾いにくい。

(委員長)

少なくとも佐倉市の母子寡婦家庭の方の一部か、それとも大部分が入っているのか。

(井岡課長)

児童扶養手当の現況調査をする際に、この会の周知を図っているところである。今年度についても、新たに 8 世帯が入会した。

(C 委員)

父子家庭の方の参加はあるのか。

(井岡課長)

国の施策に沿って母子寡婦の制度になってきた経緯がある。最近になってひとり親が助成され始めたが、現在の段階では母子となっており、これから父子にもすそ野を広げることが課題であるとは感じている。

(D 委員)

9 万円の根拠は。高いのか安いのか。判断がつかかねる。

(井岡課長)

昨年度の決算ベースで 28 万 2,883 円の歳出。そのうちの 9 万円である。おおよそ 3 分の 1 であり、9 万円はそれほど多くないのかなと感じている。会費が 3 万 6,400 円、市からの補助が 9 万円、参加費として 15 万 7,000 円で運営している。

(委員長)

それでは、**No.25 「佐倉市遺族会補助金」** のヒアリングを始める。

#### ・社会福祉課説明 (三須 裕文副主幹、小林 知明主査)

佐倉市遺族会補助金は、追悼式や慰霊祭、平和祈念事業等へ参加する戦没者遺族の支援や印旛郡市と八千代市の戦没者の遺骨が納められている忠霊塔の点検、清掃を行っている佐倉市遺族会の活動を支援しているものである。

佐倉市遺族会は、先の戦争での戦没者の妻や子などの遺族 501 名（平成 22 年度当初）の会員で組織され、会員の相互扶助、慰安救済などに努め、恒久平和の確立に貢献することを目的としている。

昨年度の決算は、歳出総額 93 万 7,888 円となっており、うち補助対象の経費は戦没者追悼事業、忠霊塔清掃点検、遺族援護事務など 54 万 488 円であり、うち市補助金は 27 万円

となっている。

世界の恒久平和を願い「平和都市宣言」を行い、平和施策を推進している佐倉市においては、戦没者を追悼し平和の尊さについて広く市民等に認識してもらうようにすることは重要であると考えている。

また、佐倉市遺族会の会員数は、高齢化により年々減少し、団体の財政基盤がたいへん弱くなってきている現状、今後も継続して支援していく必要があると考えている。

(A 委員)

要綱を確認すると 1/2 であるが、限度額は予算の定める額となっているが、この経緯は。

(三須副主幹)

財政サイドから年々削減されていた経過がある。その中で 27 万円と定まってきたと聞いている。

(A 委員)

予算が増えるということは考えられないということか。

(三須副主幹)

そうである。

(B 委員)

継続して支援していくというあり方が、補助金でいいのか、もう少し踏み込むべきなのか、担当課としてはどう考えるか。

(三須副主幹)

遺族会の大きな活動の 1 つに忠霊塔の清掃点検があり、今回の震災で内部が壊れたが、ご自分たちで直された。市としては手伝いをしようということで、人的な手伝いは今後も継続する必要があるだろうと考えている。

(委員長)

忠霊塔はどこの所有か。

(三須副主幹)

忠霊塔は遺族会の所有である。もともとは今より市役所の近くにお堂があったが、市役所の建設に伴って現在の場所に移築したものである。

(委員長)

遺族会は私的な団体であるが、公の支配に服するかという服さない団体と考えられるので、補助金の支出にも制限が必要である。忠霊塔の管理費についても市が一定の管理責任を負っていると考えられるので、それに対する事業費補助という支出の形も考えられる。

遺族会がやっている公的な事業への支出としないと、説明がつかないのではないかと。

(委員長)

それでは、No.97「佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金」のヒアリングを始め

る。

・教育総務課説明（林 洋太郎課長、石田 三枝子主査）

佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金について、ご説明申し上げます。

はじめに、振興会の構成であるが、佐倉市、成田市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町、栄町の近隣 5 市 2 町で構成され、佐倉市長を会長とし、構成団体の首長及び教育長が常任理事となっている。

つぎに、補助の目的だが、定時制教育課程で学ぶ生徒の学習やクラブ活動などを支援することで、定時制教育の振興を図ることとしている。

補助金については、経済的に恵まれない生徒の教科書代や夜食代、教室への網戸を設置するなどの経費や課外活動である部活動や各種大会へ参加する際の経費など、生徒の学習面や厚生福祉面への補助として使われている。

また、定時制教育の普及・啓発を図る上から、定時制ガイドの作成にも充てられている。

最後に、補助金継続の必要性であるが、昼間働きながら学習する青少年や全日制の高等学校に進めないなど、さまざまな理由から定時制高校に教育の場を求める生徒に対し、教育を受ける機会を与えるという定時制教育の創設の趣旨からも、今後もぜひ継続して支援して参りたい。

(C 委員)

対象生徒は定時制高校の生徒全員か。

(林課長)

全員ではない。

(C 委員)

どれくらいの割合か。

(林課長)

15 名であり、全体が 100 名程度である。

(C 委員)

定時制ガイドとはどのようなものか。

(林課長)

高等学校独自で作成したもので、入学案内とか年間授業日数等が記載されており、見学に来られた方に配布しているものである。

(B 委員)

(点検シートの) 公益性のところ、目的が社会経済の実情、住民ニーズに合致しているかというところで 2 点を選択しているが、もっと自信を持っていいのではないか。

(林課長)

希望された生徒の側面支援ということで、社会的ニーズの高まりはそれほどないのかなと感じている。

(A 委員)

構成する近隣市はそれぞれ定時制高校を持っているのか。

(林課長)

持っていない。それぞれの市町村から通ってくるので、支援をお願いしている。

(A 委員)

うち佐倉市の生徒はどれくらいか。

(林課長)

31 名が佐倉市の生徒である。

(D 委員)

生徒数に応じて負担金を分けるのか。

(林課長)

基本割と生徒数割で算出される。

(委員長)

高校は県立高校か。県からの補助が出ているのか。

(林課長)

以前は夜食代の補助が県から出ていたが、平成 20 年度で打ち切られている。

(委員長)

なぜ打ち切ったのか。

(林課長)

わかりかねる。

(委員長)

夜食代を市から払っているのか。

(林課長)

夜食代は含まれている。要領に基づいて夜食代、教科書代を補助している。

(委員長)

経済的に恵まれない生徒は定時制以外にもいるのではないか。

(林課長)

補助の対象者は生活保護世帯、母子家庭、父子家庭、世帯全員が市町村民税非課税等を基準にして決定している。全日制の経済的に恵まれない生徒は他の制度で補助されている。

(委員長)

どうして一緒にしないのか

(林課長)

生活保護世帯ということであれば、まずは別の制度で補助されている。まだ不足する部分、補助する必要があるということで、補助している。

(委員長)

生活保護にならない場合でも就学支援等はある。クラブ活動とか卒業文集とか、そうい

うところに限定したほうがよいのではないか。

(D 委員)

佐倉市に立地する県立高校は1校か。

(林課長)

4校ある。1校が定時制を設けている。

(委員長)

それでは、No.106「将門地区社会教育団体育成事業補助金」のヒアリングを始める。

・社会教育課説明 (高橋 健一主幹、荒井 誠主査補)

将門地区社会教育団体育成事業補助金については、平成12年12月26日に公布・施行された、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第3条に規定されている「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」という基本理念にのっとり、第5条の地方公共団体の責務に規定される「その地域の実情を踏まえ」実施している事業である。

その目的は、人権尊重・人権擁護の社会づくりの推進であるが、将門地区については、歴史的に長く差別を受けてきた地区にあたる。昭和44年7月から昭和57年3月までは同和対策事業特別措置法、昭和57年4月から平成14年3月までは地域改善対策特別措置法の対象となった地区である。

佐倉市は、この特別措置法に基づき、地域の環境整備に努めてきたが、特別措置法の対象となった地区の方の、人権課題についての理解を深めるための学習活動に対する支援として、交付対象経費の1/2以内の額で、10万円を限度として補助金を交付している。

なお、現在の補助金交付要綱は、平成21年4月1日から施行しているが、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの改正前の補助金交付要綱においては、12万円を限度としていた。

また、本事業は市全体の人口比から見ると、その割合は少なく、補助することによって市全体の利益につながるものではないが、地区住民の環境整備は図られてはいるものの、いまだに偏見と差別が解消されていない実態があるので、地区の方が差別の歴史を学ぶ機会を支援する必要性から、継続して交付して参りたい。

(A 委員)

支援が将門支部ではなく、その中の女性部になっているのはどうか。

(高橋主幹)

女性部という社会教育団体に補助している。団体には市長部局から同和対策事業補助金を交付していた経緯がある。あくまでも社会教育活動の中の学習支援として位置付けられているものである。

(委員長)

10万円の根拠は。

(高橋主幹)

通常研修参加費用として30万程度かかっている。その1/2ということで、12万円から10万円に落としたという経緯がある。

(委員長)

研修に参加する費用の補助ということだが、研修はどこで行われているのか。

(高橋主幹)

補助事業成果報告書をご覧いただきたいが、部落解放東日本研究集会等、いろいろ学習の機会はある。

(委員長)

女性部の方しか補助を受けられないのか。

(高橋主幹)

女性部に対して補助しているが、その地区の方なら誰でも参加できる。

(委員長)

その地区だけではなく、差別の問題を勉強するために、広く一般に補助することも必要ではないか。

(高橋主幹)

人権問題については、市民向けに教育委員会と自治人権推進課が協力して取り組んでいる。この補助金は自分たちが自ら学ぶ機会への支援である。施策は両面で行っている。

(委員長)

一般市民向けの研修費に補助する方がいいように感じる。

(高橋主幹)

ご意見として、検討させていただきたい。

(委員長)

それでは、No.57「佐倉市農林振興資金利子補給事業補助金」のヒアリングを始める。

#### ・農政課説明1（佐藤 春善主査、渡辺 正光主査補、奈良 昭宏主査補）

佐倉市農林振興資金利子補給事業補助金は農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給することを目的として行っている利子補給制度である。

農業経営基盤強化資金利子補給事業や農業近代化資金利子補給事業などの長期的に農業

経営計画をたてて借りる資金の利子補給事業と違い、野菜等の栽培に必要な資材や燃料の急激な変化や予期できない災害等により支障をきたした農業経営を安定させるために借り入れた資金の利子を補給するものである。

また、福島原子力発電所の事故により被害を受けた農業者に対し、23年8月に要綱の一部を変更し、経営維持安定のために要する資金の利子補給を行う予定である。

この利子補給事業補助金は、特定の農業団体・個人への補助金ではあるが、農業の振興のためにはぜひとも必要なものと考えている。

(委員長)

48万円の根拠は。

(佐藤主査)

融資見込み額が2,000万である。融資の平均残額が800万であり、その3%ということで、24万円を計上している。

(D委員)

補助事業計画書に出ている計画額とは別ということか。

(佐藤主査)

実際には今年の予算は24万円である。

(委員長)

農家に支払うのか。

(奈良主査補)

佐倉市から金融機関に支払うものである。

(委員長)

対象はどれくらいか。

(奈良主査補)

52名の会員がある。

(委員長)

1件当たり1万円未満の補助ということか。これが経営安定になるのかどうか。

(佐藤主査)

少しでも役に立てればと思う。

(委員長)

農家の経営状況に応じて支出しているのか。豊かな農家に出すのか、経営が厳しい農家に支出しているのか。

(佐藤主査)

農家の数が減っている現状がある。重油の値段が上がったり下がったりするといったような経営環境を配慮して支出している。

(B委員)

事業対象経費として、①施設園芸のハウス加温用の燃料費の借入れと、②予期できない

災害等による復旧のための支援とあり、枠組みが違うものではないのか。

(奈良主査補)

重油にしても値段の乱高下がある。

(B 委員)

仕訳がついていないのではないか。

(委員長)

農業施策の全体が見えてこない。施策の中でどういう役割を果たしているのかの説明を受けないとわからない。

(D 委員)

東日本大震災の中で決算額は増えていくと考えているか。

(奈良主査補)

肉牛の暴落が激しく、事前に相談を受けている。利子補給の期間が短い、1件5万円程度で3件相談を受けている。

(D 委員)

経営環境の劇的な変化を緩和するというのが趣旨だと思うので、震災関連では支出がかさむのかなとも思うが、額面の妥当性が気になる。そこは柔軟な対応が必要であるように感じる。

(委員長)

それでは、No.58「佐倉市植物防疫事業補助金」のヒアリングを始める。

・農政課説明2 (佐藤 春善主査、渡辺 正光主査補、奈良 昭宏主査補)

佐倉市植物防疫事業補助金は水稻の病虫害防除を農業者個人で行うのではなく、佐倉市植物防疫協会が地域全体をラジコンヘリコプターを使用し実施することにより農薬使用量の縮減や、労働力の軽減、いもち病等地域全体で発生する病虫害の事前の予防として効率的かつ確実な防除となるなどの効果と、農作業の省力化、高品質米の安定供給と農業経営の安定化に努めるものである。

作業は毎年7月下旬に4日間の日程で実施している。

市からの補助金は、佐倉市植物防疫事業補助金交付要綱に基づき交付しており、補助額はヘリコプターのチャーター費及び薬剤費の経費の30パーセント以内、かつ予算の範囲内としている。

ラジコンヘリコプターは

①山間地帯の傾斜地等地形やほ場の条件に左右されず利用可能

②作業能率が高く、広域一斉防除が可能のため防除効果が高い。また、農薬使用履歴の把握が確実かつ容易

- ③飛行速度、吐出量が一定かつ調節可能なため、散布量が適正・均一。
  - ④水田に立ち入ることがないので、作物の損傷を防止。
  - ⑤重量物を背負う必要がないため、労働負荷が小さい。
  - ⑥使用する農薬は、無人ヘリコプター用として登録された低毒性のものが使用されている。
  - ⑦遠隔操作で散布するため、農薬使用者に対する農薬の影響が最小限に抑えられる。
- 等の利点を有している。

多くの農家が高品質米の収穫を望んでいることは当然のことながら、近年の稲作農家数の減少傾向、及び本年に発生した福島第一原発の事故による放射性物質による風評被害からの米消費の縮小を少しでも抑えるために当課といたしましては、現状を維持するなかで継続して交付して参りたいと考えている。

(B 委員)

この事業は相当昔からあるが、この恩恵をこうむるのはごく一部と思う。ヘリコプターを使わない人に対する補助は何かあるのか。

(佐藤主査)

ない。植物防疫協会から農家組合長を経由して各地区に要望を聞いて実施している。

(B 委員)

合理化している人にだけ補助していることがどうかというのが 1 つ。農薬に対する補助は継続的に行われているので、運営費的な性格をもつものではないか。そうだとすれば 5 年が限度であるはずだが、どう考えているのか。

(佐藤主査)

運営費ということだが、農家組合長を中心にまとめていただいている。結果、740ha 実施している。

(委員長)

米の農地の割合はどれくらいか。

(佐藤主査)

1,344ha ほどである。佐倉は水田 7 割、畑 3 割と、水田に力を入れている方が多い。米は主食であり毎日食べるものであるので、継続して実施していきたい。

(委員長)

有機農業には補助はないのか。

(佐藤主査)

有機農業には国の制度で補助がある。佐倉市農家で当該補助を受けている方は 6 名程度である。

(D 委員)

(田が) 連たんしていなくても大丈夫か。

(渡辺主査補)

へりはラジコン操作なので、連たんでなくても大丈夫である。

(D 委員)

全体の水田のおよそ半分に散布しているということか。残り半分には補助が出ていない。立地等の事情で散布を控えている人に補助が出ないということについて、公平性が気になる。

(委員長)

それでは、No.68「佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金」のヒアリングを始める。

・農政課説明3 (佐藤 春善主査、渡辺 正光主査補、奈良 昭宏主査補)

佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金は印旛沼における環境の保全、漁業の振興及びレクリエーションの場の提供を目指すと共に、漁業資源の確保を図るため稚魚の放流等を行っている印旛沼漁業協同組合に補助金を交付するもの。

毎年、千葉県報に内水面漁業管理委員会会長より、年度における第5種共同漁業権魚種に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、指示がある。

指示内容としては、

- ・指示対象者（漁業権者）印旛沼漁業協同組合
- ・増殖区域（漁業権番号）魚種・増殖方法（種苗放流・卵放流）放流量等

この指示内容に基づき放流しているものである。

この補助金については、県及び印旛沼に隣接している市町（佐倉市、成田市、印西市、八千代市、酒々井町及び栄町）4市2町が支出補助している。

(委員長)

印旛沼漁業協同組合の経営状況はどうか。

(佐藤主査)

平成22年9月のデータだが、組合員数317名、うち佐倉市民が66名である。

(委員長)

35万円の補助は、全体のどれくらいの補助か。

(渡辺主査補)

16.6%程度である。放流事業費は211万である。

(委員長)

放流して、大きくなって、漁業して収益を得る。普通は漁業者として独自に行えばいいのだが、県報による指示があるから補助するということか。

(佐藤主査)

そうである。千葉県内で漁協が19あり、会員数は上位にくる。

(B 委員)

さきほど放流事業費は 211 万円ということで、佐倉市が 16.6%の 35 万円を補助しているということだが、漁協として自腹で支出している額はいくらくらいなのか。

放流事業の性格はコスト、事業経費である。運営費に対する補助なのではないか。例えば漁協が放流していて、加えて環境維持という観点から市が支出しているというのならわかるが。

(渡辺主査補)

魚が増えることで、環境がよくなる点はあると思う。

(委員長)

漁業の振興に関して、他にどのような事業を行っているのか。

(佐藤主査)

この補助金だけである。以前は 45 万円を支出していたが、平成 18 年を境に減っており、現在では 35 万円となっている。

(委員長)

産業的な補助はいろいろあると思うが、漁業に対する振興策があまりに少ないのではないかと感じる。

## 議事 2 補助金の検討・評価について

### (1) ヒアリング実施補助金の評価について

(委員長)

**No.6 「佐倉市チャイルドシート購入助成金」** だがどうか。

個人的には不要ではないかと感じる。10 年経って、子どもの安全のためにチャイルドシートの購入補助をするというのは、あまりに小さいことに補助しているのではないかと感じる。5,000 円もらえないからチャイルドシートを買わないという人はいないと思う。また、自動車をもっている人だけに対する補助ということで、公平性にも問題を感じる。

10 年前の段階では、突然義務化されたものでもあるので、そういった背景から補助が始まったというのはわかるが、現在は目視でも 100%利用を確認できているということなので、廃止でいいのではないか。

(C 委員)

レンタカーを使うときにも使っているという話があった。

(委員長)

レンタカーを借りるときにはチャイルドシートも一緒に借りられる。通常買うことはないだろう。

(D 委員)

(自動車の) 保有の確認は取っていないということであった。

(A 委員)

段階的縮小か。200 人の実績があるため、即廃止は厳しいのではないかと。段階的だと、どうやって絞るかという問題にはなるが。

(B 委員)

補助するなら市というよりは法律に基づく必要があるのではないかと。

(小川財政課長)

段階的縮小の意味だが、額を縮小するのか、年限を定めるのか。やり方はいろいろあるが、担当課に委ねるといふことでよいか。

(A 委員)

私は 3 年後に 0 にするというような（漸減的な）縮小方法がよいと思う。

(委員長)

そこは担当課に考えてもらうということでもいいのではないかと。

(D 委員)

この補助金がなくても普及率に影響はないという前提で、補助金がなくてもチャイルドシートは購入するが、補助金がもらえるならもらおうとなっているとすると、補助金としての意味はないということよいか。段階を踏む意味は激変緩和といふところにあると思う。普及率に影響がないなら即時廃止でもいいのではないかと。

(委員長)

全体の中でのほんの一部という印象だ。即時廃止でよいか。

(B 委員)

周知ができれば即時廃止でもよいのではないかと。

(小柳企画政策部長)

即時廃止であっても、周知期間は欲しいところ。住民に不利益を与えることになる。

(D 委員)

十分な周知期間を付帯条件に、即時廃止でよいのではないかと。

(委員長)

次に No.42 「佐倉市母子寡婦福祉会補助金」だがどうか。

(D 委員)

ひとり親としての支援が必要なのではないかと感じた。時代の社会課題に合っていない。父子家庭にも当然課題があるわけで、そういったスキーム（枠組み、計画）の見直しが必要ではないかと。

(委員長)

佐倉市はひとり親への支援として、どのような施策を行っているのか。

(小川財政課長)

母子家庭前提であるものが父子家庭も対象になるとか、国の制度としてあるものの他に、福祉関係の扶助費として助成しているものが多いと思う。この補助金は会に対する補助であり、他のものとは意味が違うものとして捉えている。

(委員長)

全体の割合からすると、対象が一部分に感じた。

(D 委員)

国の支援策は母子という概念で制度設計がされているのか。

(小川財政課長)

母子家庭だけの制度がかなりあったが、最近ではひとり親家庭という制度に変わってきているという現状はある。ただ、父子も母子も全て同じかという、そうではないと思う。

(D 委員)

福祉会に過大な責任を負わせるわけにはいかないのかも知れないが、存続する目的に付随した活動に意味があるから市から補助しているということだと思うので、補助額 9 万円が妥当なのか、会員がこれだけでいいのか、福祉会の活動が佐倉市のひとり親家庭の課題と合致しているのかなど、ひとり親世帯が増えているであろうことを考慮すると、金額だけではとらえきれない問題を感じる。

(委員長)

福祉会がひとり親家庭全体に対する事業をしているならわかるが、一部に対する事業をしているとすると、公益性は低くなると考える。結論は継続維持でいいが、補助対象を変える必要があるのではないかな。

(D 委員)

「ひとり親家庭」という切り口で課題を整理してもらって、その上で補助対象の検討をしておしてほしい。ひとり親家庭の課題への支援というのは年々膨らんでいると思う。

(委員長)

**次は、No.25「佐倉市遺族会補助金」**である。

忠霊塔管理については、所有は遺族会のものだが忠霊塔の性質を考えると、公益性はあると感じる。維持か。

目的を変えないといけないのではないかな。恒久平和は大きな目的ではあるが、実際からすると、公共性の高い忠霊塔維持管理が目的なのではないかな。

(委員長)

**次に、No.97「佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金」**だが。

教育振興会という組織はどんな組織なのか。

(蜂谷副主幹)

卒業生から会費を取っているの、後援会のようなものではないか。

(委員長)

実際の運営は学校の先生が行っているのか。

(林田主査)

そうである。

(D 委員)

そもそも、当該事業が従来の事業の範囲であるならば、本来事業の経費の中でまかなわれてもいいのではないか。

いわゆる OB 会が現在の生徒の応援をしてあげるとい趣旨に対して、市が補助をするというのは説明がつくのかどうか。

(委員長)

確かに本来業務に見える。

(D 委員)

これが一般の学校の OB 会だとすると、それに市の援助が出るものなのか。

(委員長)

補助することはいいのだが、補助金の出し方がどうか。

(D 委員)

どういう意図を持って市が支出しているのかということが鮮明でない気がする。

生徒の家庭の経済的な支援であれば、扶助費で支援すればいいのであって、学校の運営自体は別途予算が措置されているという前提とすると、もう 33 万円を市から応援する財政的な効果、意味を理解しかねる。もし、以前からの経緯で支出しているとする、これを契機に見直してもいいのではないか。

(A 委員)

定時制は全日制とは違っている場合があると思う。年齢や経歴に幅があって、なかなかクラスが一体化できないところがあるのではないか。そういう教育の一環として行われているのであればいいのではないか。実態をもう少し確認したいところ。

(委員長)

全日制についても、それは同じことが言えるのではないか。定時制は働きながら通っている、お金にはそんなに困っていないのではないか。

(B 委員)

学校に対する補助と、生徒の活動に対する補助と、性格の違う 2 つが混じっている。これはややこしい。

(委員長)

定時制の高校に通っている生徒に 1 人 1 万円を出すという性格のほうが公平のように感じる。また、全日制の生徒に対する補助金ともバランスをとっていくことが大事ではない

か。

ここでは結論がでないので、全日制とのバランス、福祉的な側面、補助事業の内容について、本来事業が補助対象に含まれていることを含めて、整理していくことが必要である。その上で維持ということによいか。

(委員長)

次に **No.106「将門地区社会教育団体育成事業補助金」** だが。

(D 委員)

自分たちの地域の歴史を自分たちが学ぶということなのか。学ぶ方はお子さんなのか、新しく転入されてきた方か。

(小川財政課長)

成果報告書を見ると、研修会への参加費用ということである。

(D 委員)

学習機会に参加するための経費ということか。

(委員長)

補助するのはいいと思うが、研修会への参加費用を補助するというのが論点か。公益性の高い部分に補助すべきであって、運営費のような支出の方法はよくないと感じる。この団体が市民に対して研修会を開催して、それに対して補助する、そういった補助がよいのではないか。

(D 委員)

独自の事業はしていないのか。研修会に参加することで、市への還元につながっているならよいのだが。参加することの意義等が、きちんと整理されていることが大事なのではないか。

(委員長)

維持だが、支出の仕方、内容について検討してもらおうということによいか。

(委員長)

次に、**No.57「佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金」** だが。

(B 委員)

さきほどもいったが、補助事業の①と②は性格が異なり交付基準の分類が違う。②は予期せぬ災害として当然と感じるが、①が事業振興のための補助ということであるならば、金額の妥当性が論点となる。利子補給の形はいろいろある。仕訳すれば、それぞれ説明はつくと感じる。

(委員長)

補助対象は園芸用のハウスだけなのか。その他農機具の購入等に対する補助はあるのか。  
(小川財政課長)

他にも 55 番「農業経営基盤強化資金利子補給補助金」、56 番「農業振興資金等融資助成費」等、農業に対する補助金はある。

(D 委員)

長期資金に利子補給があるので、短期資金にも利子補給をということなのだろうか。

(B 委員)

農協からお金を借りた人に限定しているのは、公平性を欠いていると感じる。

(委員長)

農家の経営状況はどうかということも踏まえる必要がある。

(D 委員)

ただ、これは徴税する時のコストが徴税額を上回ってしまっただけでは意味がないというのと同じで、実際に経営状況を調査するコストと額面とを考えたときに、農協を窓口にして機械的に事務を執っているのが合理的なのかなと感じる。

結論は出しにくいですが、必要不可欠と言い切れるかどうかの判断はこの場ではつきかねる。

(委員長)

保留か。

(委員長)

次に、No.58「佐倉市植物防疫事業補助金」だが。

防疫事業と言いながら、個人で行っている人は補助を受けられない。

(B 委員)

使用する薬剤についても補助が出ている。これはおかしいのではないか。

(D 委員)

農薬散布を効率的にできるというメリットがあって、それに農家を誘導するというインセンティブだとすると、期間を区切って行うべきではないか。

目的の整理と、公平性の整理をしてもらったうえで、存続か。

(委員長)

防除をしている人には公平に出ないとおかしい。

(D 委員)

立地からラジコンを使いたいが使えない人に対して補助がないのは、そもそも防疫を行うという目的に反するのではないかと感じる。

(B 委員)

制度が始まった時は先端的な農業手法として話題になった。そのときのインセンティブが恒久的に続いているというのが問題か。

(小柳企画政策部長)

有人ヘリよりラジコンヘリの方がポイントポイントで撒けるというメリットはある。

(委員長)

確かに有人ヘリだと農薬が拡散してしまう。

公平性を確保できる配分方法を検討するという前提で、継続か。

(B 委員)

完全な生産コストである。労務費をきちんと計算すればコストは下がっているのはいか。継続には疑問を感じる。

(D 委員)

防疫については農家の責任でやるという割り切り方が1つ。一方で農家が防疫に社会的な責任を負っていて、そこに公益性があるとすれば、なぜラジコンヘリだけなのかというのが論点になると思う。

(A 委員)

現在は該当水田が約1/2しかない実態のようなので、薬剤に出すのであれば、全員に出すべき。有人ヘリは団地の近くでは反対が大きかった経緯もある。そういう意味ではラジコンヘリはピンポイントに散布できるというメリットがある。そういう意味で考えれば、拡大するという判断もあり得る。

(小川財政課長)

もう一度担当課に回答をもらって、その後判断してもらおうということによいか。

(委員長)

それでは、保留で。

(委員長)

次に、No.68「佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金」だが。

(D 委員)

一般的には放流は漁業者が自ら負う事業リスクの範囲という印象。

(委員長)

漁業に対する、もう少し違った支援がないのか。

(B 委員)

漁業が印旛沼の浄化につながるのは確か。市として支援するのはいいが、もう少し支援の内容を検討して維持でいいのではないか。

(委員長)

印旛沼の環境保全の施策はどうなっているのか。

(D 委員)

産業振興ではなく、環境保全の手段として位置付けるのがすっきりするのではないか。

(B 委員)

印旛沼は各市町にまたがるため、佐倉市だけ多く負担しても仕方がないわけで、関係各市町との協調をしっかりとらないと、整合性がとれなくなってしまう。難しい。

(委員長)

浄化活動に対する補助ということか。

(D 委員)

意義はあると思う。印旛沼全体の環境保全にかかることなので、市だけが頑張っても仕方がないということで、漁協の協力も得て、関係各市町との調整の上で、佐倉市としてはこういう方針でいく、と。そういう流れを一度整理することが大事だと思う。

(委員長)

継続維持だが、内容を検討していただくということでよいか。

～休憩～

(委員長)

前回保留になったものについて意見をいただいきたい。

**No.71「佐倉市工業団地連絡協議会事業補助金」**だが。

(B 委員)

安全性向上、環境改善等、具体的な目的を示した制度設計を変えた上で継続というのが私の意見である。

(委員長)

そのような考えであれば、賛成である。

(委員長)

次に **No.75「佐倉市伝統的工芸品産業保存育成事業補助金」** はいかがか。

私は拡大と思う。個人に出すのではなく、伝統工芸の保存は歴史のある佐倉市とからめて、市としての特徴を高めていくことにつながるという観点から、材料費ではなく伝統工芸を保存していくということを政策的に打ち出していく、そういう補助金として組み替える前提ということで拡大と。

(B 委員)

観光とリンクして、前向きに制度設計してほしい。

(D 委員)

日本一を目指すとか、後継者を育成するとか、そういった発展的な取り組みに市が支援してもらえばいいと思う。

(委員長)

武家屋敷とリンクするとか、由緒ある市のバックアップになるような支援にしてほしい。

(C 委員)

補助する対象の選定が難しいとのことであったが、県指定がなければだめというだけでなく、こういった選定方法が必要かを検討するべきではないか。市立美術館とか、歴史民俗博物館の学芸員とか、そういった方の協力を得て、市の独自の施策にしていくことが必要と考える。

(委員長)

難しいからやらないのでは、発展しない。

以上を踏まえての拡大ということ。

(D 委員)

ここでいう拡大というのは規模の話ではなく、質を変えたいということである。材料費を出すだけではなくて、市が文化財を保護していくという、独自の視点から質を高めてほしい。

(委員長)

次に **No.79「佐倉市認定職業訓練運営事業補助金」** だが。

大工さんの養成は働きながら学んでいくものと考え。こういう訓練校に対する補助金が適切なかどうか。段階的縮小が私の意見である。

(林田主査)

昔の徒弟制度があればいいが、今は親方も減っている。そういった社会情勢の中で、技術をもった即戦力を養成することは市内産業の活性化に資すると担当課は考えている。

また、前回課題とした修了生の市への定着率だが、平成 18 年度から平成 22 年度までで修了生は 24 名おり、そのうち市内就労は 12 名、市外在職が 2 名。その他 10 名は高齢等で退職してしまったなどとのことである。

(B 委員)

入校基準を見直した方がいいのではないかと。10 名の方を除けば効率はいい。

(委員長)

人数が少なすぎないか。

(B 委員)

目標が 4 人なので、まずまずの達成率である。こういう時代なので、社会のニーズにも合致していると考え。

(D 委員)

一般の職業訓練ではなく、木工というのが引かかる。昭和 46 年当時には木工のニーズが高かったのかもしれないが、時代も変わっている。制度設計を含めて見直すべき時期なのではないか。

(委員長)

県に付随しているものではある。

(D 委員)

補助目的を時代の要請に合わせて検討していただきたい。

(A 委員)

訓練している技術レベルはどれくらいか。

(小川財政課長)

通常の技術だと思う。

(委員長)

もう一度保留して検討するということで。

(D 委員)

職業訓練という切り口で、補助の考え方を市がどう捉えているのかを確認させてもらいたい。職業訓練は木造建築だけではないわけで、そこに対する市のスタンスが決まれば、県事業に対して応分の負担をするのかしないのかが決まってくる。県が出すから市も出すというだけではしっくりこない。その判断がつくように情報を提供してほしい。

(委員長)

職業訓練に対する県の全体像はどうなっているのか、佐倉市が木工の分担する意味があるのかどうか、そういった情報を提供してほしい。

(C 委員)

年齢制限も是非。木工の趣味で入校されては困る。県が決めたことだと思うので、難しいかもしれないが。

## (2) 補助金全般の検討について

### (3) その他の補助金のヒアリングについて

(委員長)

今後の方針を議論したい。

今回、分類 3、4 から公益性の低いものを選んだが、今後どうするか。

(A 委員)

別記 1、2 にあるものということでどうか。

(委員長)

全部ということか。全部をヒアリングするには時間がない。

この中から、国県付を除いてリストを作ってもらって、ヒアリング対象を決めたい。今日と同じ 8～9 くらいの補助金を対象にしたい。

(小川財政課長)

リストを作成する。

(委員長)

いつまで個別事業のヒアリングをできるのか。

(小川財政課長)

担当課のヒアリングは次回が最後と考えている。

(委員長)

別記 1、2 以外でも、ヒアリングしたいものがあれば挙げてほしい。挙げてもらうときには理由も付けてほしい。数は 8～9 くらいに絞りたい。

(D 委員)

念のため確認しておきたいが、別記 1 であれば、1/2 を超えることが妥当かどうか、別記 2 であれば 5 年を超えることが適切かどうかを検討するということか。

(委員長)

そうである。

以上：(終了 16 時 20 分)